

# 納めLINE

## 令和2年度第4号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### ★自動車差押研修会

令和2年12月7日（月）、気仙沼地区住民税徴収対策会議主催による自動車差押研修会が開催され当機構の職員が講師を務めました。滞納処分の一つとして自動車の差押えを行うことがあります。本研修では、座学により自動車差押に関する手続きや関係法令等を確認した後、機構が作製したタイヤロック（車輪止め）の教則ビデオを視聴し、公用車を差押財産に見立ててタイヤロックの装着等の工程を参加者全員が繰り返し行いました。これまでタイヤロックの経験がない職員も、一連の手順を学びノウハウを身につけることで、地区内の滞納整理の強化につながることを期待しています。実際に自動車差押え後、滞納が解消されなければ、自動車を引き揚げ、公売を実施します。自動車の差押えは所有者にとって影響が大きい滞納処分であるため、私たち徴収担当職員も極力は執行を避けたいものです。しかし、催告に応じないなど納付について誠実な意思をもっていただけない場合は執行せざるを得ません。滞納がある場合、決してそのまま放置せず、担当窓口へ相談し、一日でも早い解消に向け努力していただきたいと思います。



### ★職場見学会を行いました。～オープン・オフィス in 宮城県庁～

2月22日（月）に、本県の業務に関心のある大学生を対象とした職場見学会「オープン・オフィス in 宮城県庁」が開催されました。当室には4名の大学生に訪れていただき、当機構職員より機構の概要や滞納整理の状況について説明しました。質疑応答では、学生たちから滞納整理だけでなく公務員試験に関する事柄など様々な質問が出されました。今回の見学会により、学生のみなさんが、宮城県の未来を担う人財になるきっかけになればと期待しております。



### ★差押車両が150万円以上で落札されました。

涌谷町が町税の滞納で差し押えた自動車をインターネット公売に出品し、150万円を超える金額で落札されました。

今回、出品した自動車は、「初度登録 昭和49年 トヨタ コロナ2000GT」、令和2年6月に差し押えたものです。見積価格（入札開始価格）は600,000円に設定。同年11月にYahoo!Japanの官公庁オークションに出品しました。その結果、全国各地から64件の申し込みがあり、最終的に見積価格の倍以上となる1,565,000円で落札されました。



差押えした涌谷町の徴税吏員によると「税の公平性を保つため、今回の差押えを実施したところ、想像以上の成果を上げることができた。今後も適切な業務を行なっていきたい。」とのことでした。

宮城県内では機構だけでなく市町村も滞納整理に懸命に取り組んでいます。今回は、その一端を紹介しました。

## ★活動状況報告（R3.2 月末現在）

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	520	件	引受滞納金額（本税）	3億6,112万1,569円
○徴収率	42.76	%	徴収金額（本税）	1億5,441万4,185円
○差押件数	279	件	差押金額	3,116万8,072円
○本税完納件数	191	件	本税完納金額	9,046万2,344円

今年度も市町村の皆様の御協力のおかげで40%以上の目標徴収率を達成できました。来年度も徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めて参ります。

## ★機構は滞納者の話も聞かないという謎の誤解 ～ある徴税吏員の思い～

私は宮城県地方税滞納整理機構(以下「機構」という)が出来た平成21年から2年3ヶ月間在籍し、平成30年から現在まで2回目の機構在籍です。日々、徴収業務にやりがいと難しさを感じています。

さて、滞納者が機構職員と話をした際に「話を聞いてもらえなかった」「分納が認められなかった」ということを外部から何度か見聞きしました。それは、誤解であり、そういった誤解が拡散すれば滞納者が機構へ連絡することの障害になると私は考えます。

機構では、納税相談を断ることはありません。対面、電話のいずれであってもお話しは聞きますし、むしろ我々とすれば税金が納められない実情を説明していただきたいので、話を聞かないはずがありません。

一方、滞納者から機構に初めて連絡をいただいた際、一括納付等により早々に滞納が解消されない限り、次の4点について説明しています。

- ①財産調査を行わなければならない。
- ②税金に充てるべき財産が発見された場合は、差し押さえる場合がある。
- ③捜索を行う場合がある。
- ④自主納付は金額の大小にかかわらず受入れる。

財産調査に関しては、基本的に回避出来ません。なぜなら差押えなどの滞納処分の対象になる財産の有無を判別するためだけではなく、聞き取った生活状況の裏付けや納付能力の確認という意味でも財産調査は必要です。それに対し、短期間での滞納解消出来る見込みが無いにも関わらず財産調査も行わないで欲しいという方もいますが、それは我々としては否定せざるを得ません。これは一つの例ですが、このように自分の意向が聞き入れられないことに対して「話を聞いてもらえなかった」と感じる方がいるのかもしれない。

一方、「分納が認められなかった」というのは、やや話が複雑です。我々は滞納者に「④自主納付は金額の大小にかかわらず受入れる。」と説明していますので、滞納者が自分の意思で、滞納税を納付し滞納額を減らすことができます。しかし、いわゆる分納誓約を我々が受け付ける場合は話が変わります。分納誓約書に記載する毎月の納付額が適正かどうかを判断するため、生活状況の聞き取りや捜索を含めた財産調査を行い、実情を把握しなければなりません。分納誓約の申し出があったからといって、実態も把握せずにすぐに承諾することは出来ません。ここで話を戻しますが、我々は初めに「④自主納付は金額の大小にかかわらず受入れる。」と説明していますので分納誓約が承諾されるかどうかに関わらず、自主納付することはできますし、事実上は分納誓約と同様に滞納税を納付することが出来ます。「分納が認められなかった」という言葉の真意はそれぞれ異なるのですが、機構でも市町村でも滞納税の自主納付を拒むことはありませんし、コツコツと滞納を減らすことは悪いことではありません。

機構が担当する全ての案件について、我々機構職員は機械的に滞納処分を行えば良いとは誰一人考えていません。真摯に滞納税と向き合ってください、それぞれの置かれた状況をそれぞれの言葉で、出来るだけ正確に我々に伝えていただきたいと願っています。一般の方にとっても行政機関に連絡するというのは億劫なことかと思えますし、滞納者が機構に連絡するというのはさらに敷居が高く感じられるかもしれません。しかし、他人事ではなく自分自身のことですから、自ら努力していただかなければなりません。「なぜ電話一本いただくことが出来なかったのですか」と我々が言わざるを得ないケースが本当に多いのです。人それぞれ、色々な事情があるでしょう。それを私たち徴税吏員に伝えて欲しいのです。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
TEL：022-211-6681  
FAX：022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君